



埼玉県報

第 2 2 8 9 号
平成23年5月24日
火 曜 日

目 次

告示

- [庁内クラウドサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告\(情報企画課\)](#)
- [埼玉県総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [県政広報テレビ番組制作・放送業務2番組に関する契約の相手方等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [県政広報ラジオ番組制作・放送業務1番組に関する契約の相手方等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [行田都市計画生産緑地地区の変更告示\(みどり再生課\)](#)
- [と畜検査手数料の徴収事務委託\(食肉衛生検査センター\)](#)
- [平成23年埼玉県告示第233号の一部を改正する告示\(産業人材育成課\)](#)
- [豊里東部土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [元荒川上流土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [県道利根川自転車道線の区域の決定\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の自転車専用道路等の指定\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百三三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

庁内クラウドサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年11月1日(火)から平成28年10月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報企画課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報企画課システム最適化担当 篠沢、川野辺 電話048-830-2284（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月5日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月4日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月4日（月）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報企画課 平成23年7月5日（火）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年6月7日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年6月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of cloud servers for system servers integration.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: by 5:00 p.m., July 4, 2011

By the electronic bidding system: by 11:00 a.m., July 5, 2011

(3) Contact Information:

Information Planning Division, Planning and Finance Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2284

告 示

埼玉県告示第六百四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 契約金額
36,536,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報テレビ番組制作・放送業務 2 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉
埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目36番 4 号
- 5 契約金額
119,725,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムナックファイブ
埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2 J A C K 大宮
- 5 契約金額
35,114,247円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

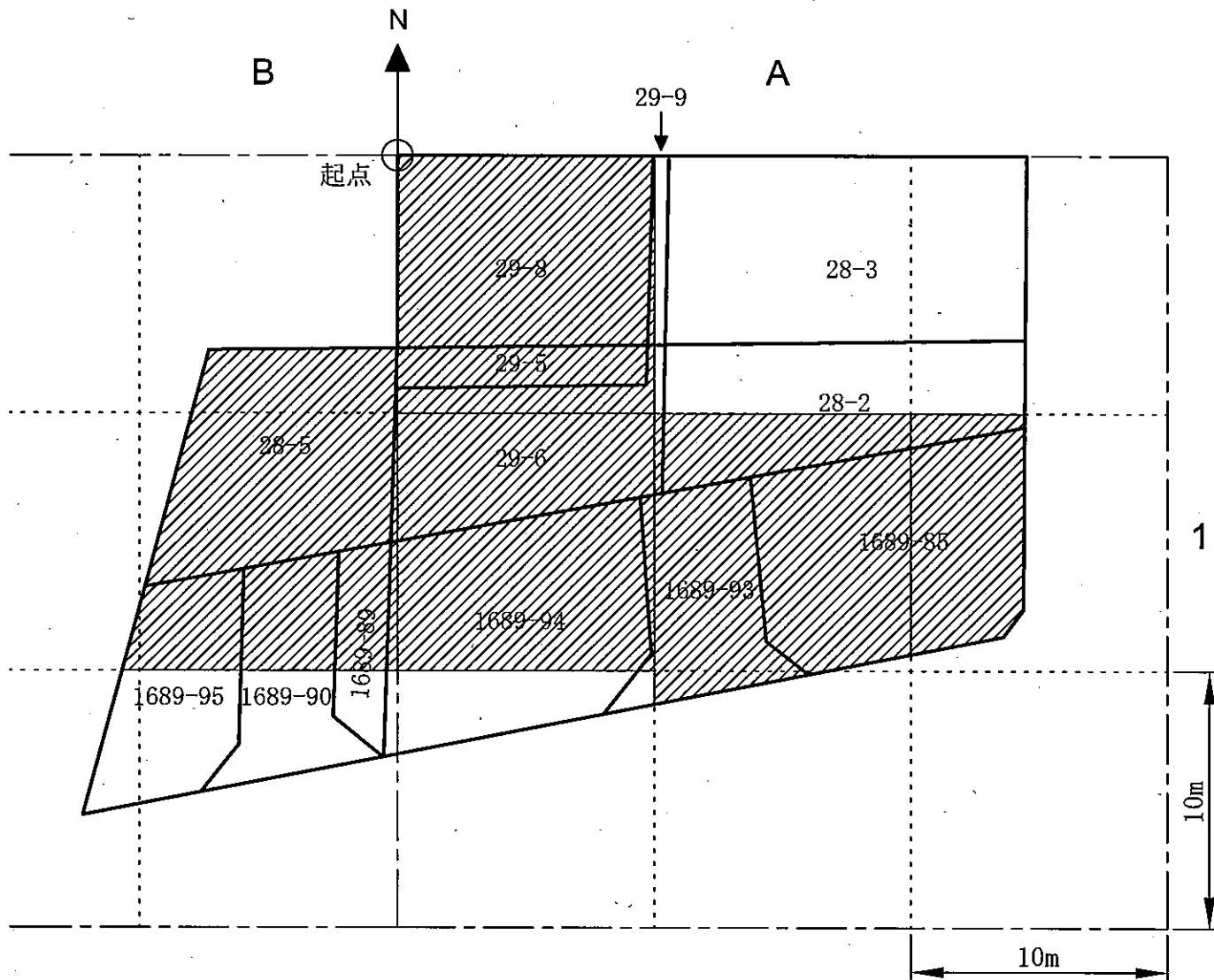
別図のとおり（埼玉県三郷市戸ヶ崎四丁目二十八番二の一部、二十八番五、二十九番五、二十九番六の一部、二十九番八、二十九番九の一部、戸ヶ崎字関戸千六百八十九番八十五、千六百八十九番八十九の一部、千六百八十九番九十の一部、千六百八十九番九十三の一部、千六百八十九番九十四の一部、千六百八十九番九十五の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物


三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図



起点
 起点は三郷市戸ヶ崎4丁目29番地の最北端とする。

格子の回転角 0°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右回りに回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

告 示

埼玉県告示第六百八号

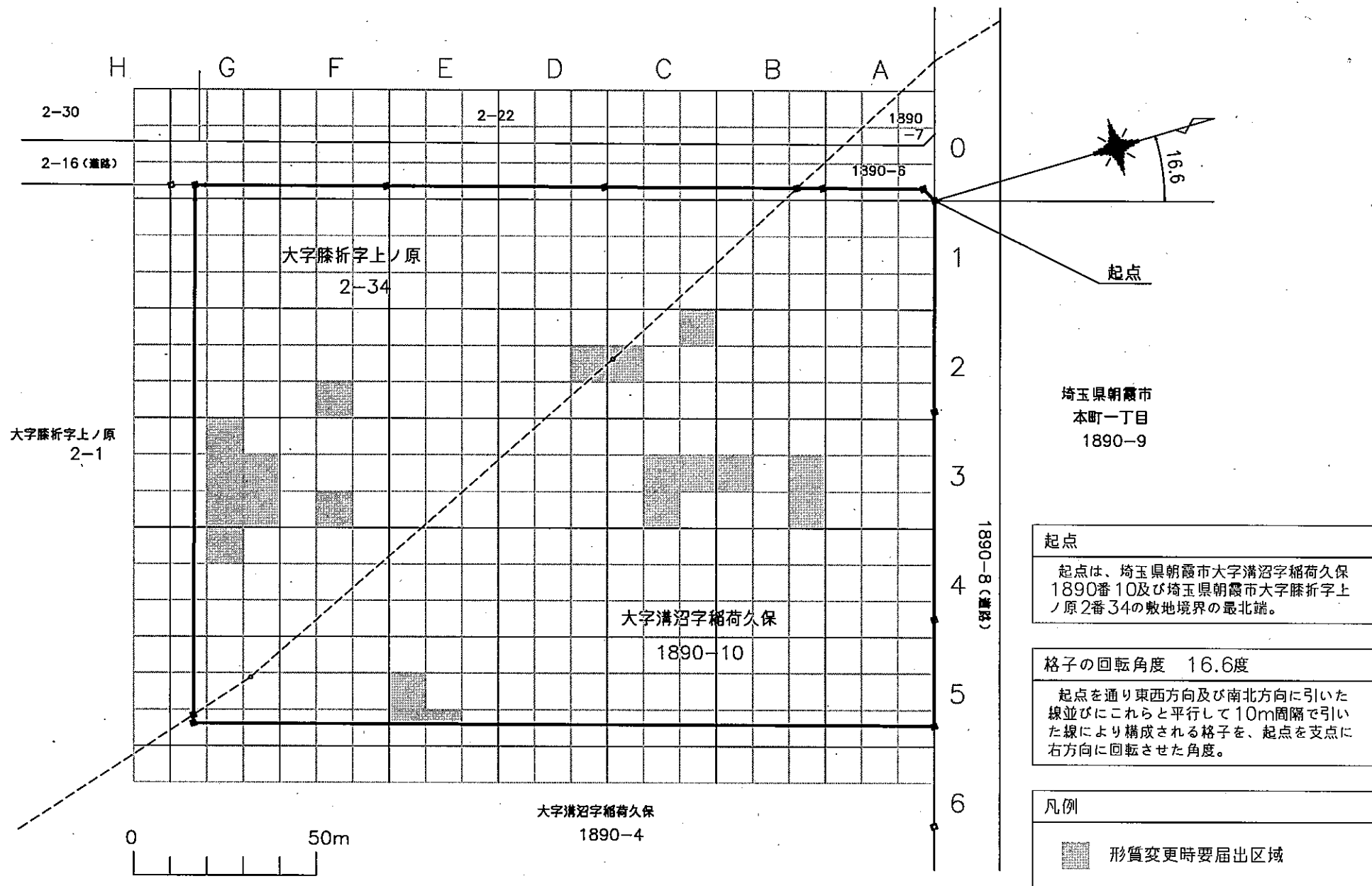
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市大字溝沼字稻荷久保千八百九十番十の一部、大字
膝折字上ノ原二番三十四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項
の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別 図



告 示

埼玉県告示第六百九号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第六百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十三年四月 一日から 平成二十四年三月 三十一日まで
越谷食肉センター	越谷市増森一丁目十二番地 日本畜産興業株式会社 代表取締役 福田 武仁	
和光ミートセンター	和光市新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 保一	
本庄食肉センター	本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 小林 靖典	
北埼玉食肉センター	加須市大字平永千四十七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

告 示

埼玉県告示第六百一十一号

平成二十三年埼玉県告示第二百三十三号（平成二十三年度前期技能検定の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

四八中「まで」の下に「。ただし、天災その他やむを得ない事由により、この期間内に学科試験の受検申請ができない場合は、同年五月三十一日（火）まで」を加える。

告 示

埼玉県告示第六百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月十八日認可した。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

豊里東部土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月十八日認可した。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 利根川自転車道線

三 道路の区域

新	旧 新 別
<p>久喜市栗橋字上町三四三二番二地先 から同市栗橋字三ツ俣三三八三番地先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>三・三〇〇 三・三〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三〇九・三〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車専用道路に指定する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

利根川自転車道線	路線名
久喜市栗橋字上町三四三二番二地先から 同市栗橋字三ツ俣三三八三番地先まで	指定する道路の部分
平成二十三年五月二十四日	指定の期日
	備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年三月二十二日

指令越建セ第二二〇〇七六〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月十七日

越建セ第七六 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中二百二十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市梅田本町二丁目十二番地二 セルアーモ北春日部白石 三〇

五

金窪 豊

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年五月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年五月三十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

ロ その他